市民税・県民税 税額決定納税通知書の見方

Ⓐ 令和　　年度　（令和　年度分）

市民税・県民税 税額決定 納税 通知書

あなたの市民税・県民税の税額を次のとおり決定（変更）したので通知します。

令和　　年　　月　　日

Ⓐ本通知の対象年度です。過年度分の場合は、カッコ書きで対象年度を表記しています。

Ⓑお問い合わせの際に、この番号をお伝えください。

Ⓒ納付方法が口座振替の方のみ表記しています。納期限日に引き落とされます。

Ⓑ

お問い合わせ番号	01234567

金融機関	○○銀行　△△支店
口座番号	123＊＊＊＊
口座名義人	○○　△△　Ⓒ

1 市民税・県民税の合計年税額

		今回決定額	前回決定額
年税額（市民税・県民税合計）		92,500 円	円
年税額の内訳	①普通徴収税額	Ⓓ 30,000 円	円
	②公的年金からの特別徴収税額	0 円	円
	③給与からの特別徴収税額	62,500 円	円

① 普通徴収税額

下記の納付額を各納期限までに納付してください。（納付額に表示がない場合は、この通知書で納付いただく税額はありません。）

期別	今回期割額	前回期割額			納付額	納期限
第1期	9,000 円				9,000 円	令和　年6月30日
第2期	Ⓓ 7,000 円				7,000 円	令和　年8月31日
第3期	7,000 円				7,000 円	令和　年10月31日
第4期	7,000 円		0 円	0 円	7,000 円	令和　年1月31日
	円	円	円	円	円	

Ⓓ1年間に収める市民税・県民税の合計額、その徴収方法の内訳や期別額です。

② 公的年金からの特別徴収税額

公的年金の受給の際に、下記の年金支払者が公的年金から該当する月の税額を引き去りします。

公的年金の種類	老齢基礎年金
支払者の名称	厚生労働大臣
支払者の法人番号	6000012070001

Ⓔ

▼公的年金から仮特別徴収する額及び徴収月

令和 年4月	令和 年6月	令和 年8月
① 円	② 円	③ 円

▼公的年金から特別徴収する額及び徴収月

令和 年10月	令和 年12月	令和 年2月
④ 円	⑤ 円	⑥ 円

③ 給与からの特別徴収税額

給与の受給の際に、給与支払者が給与から税額を引き去りします。

Ⓔ年金からの特別徴収がある方のみ表記しています。①～③の金額は、前年度の年金からの特別徴収税額を 6 で割って端数を調整した金額となります。この数字は、前年の納税通知書（右ページのⓀ）に表記しています。また、④～⑥の金額は、本年度の公的年金からの特別徴収税額から、①～③を除いた金額を振り分けた額となります。

氏名：○○　△△　様　　お問い合わせ番号：01234567

2 市民税・県民税　課税明細書

所得の明細

▼総合所得

給与※1	収入		3,000,000 円
	所得		1,920,000 円
雑※2	公的年金等	収入	1,500,000 円
		所得	400,000 円
	その他雑所得		円
所得			400,000 円
Ⓕ			円
			円
			円
			円
			円
			円
合計（総所得金額）			2,320,000 円

※1：給与所得は、給与収入から一定の計算式により算出した所得金額(概算控除後)の金額です。
※2：雑所得は、公的年金等収入から一定の計算式により算出した金額に、その他雑所得を合算した金額です。

▼分離所得・特別控除・繰越損失等

	円
	円

Ⓕ対象年度の前年1～12 月の収入や所得を表記しています。市民税・県民税の算定には、所得金額を用います。給与と公的年金等は、決められた計算式に基づいて収入金額から所得金額を算出しています。

所得控除の明細

▼所得控除

社会保険料	559,200 円
地震保険料	5,396 円
配偶者	Ⓖ 330,000 円
基礎	430,000 円
	円
	円

	円
	円
所得控除合計	1,324 円

Ⓖ給与所得の報告書や年金所得の報告書、確定申告書等に記載された控除内容です。
※一部所得税と控除額が異なります

▼控除の内訳

扶養親族該当区分										本人該当区分					
配偶者			一般扶養	特定扶養	老人		年少扶養（16歳未満）	扶養障害			障害				勤労学生
配偶者	老人配偶者	同一生計配偶者			同居老親	老人扶養		同居特別障害者	特別障害者	障害者	特別障害者	障害者	特別寡婦	寡婦・寡夫	ひとり親	未成年者	
＊							1			Ⓗ							

Ⓗ該当する場合は、＊印または人数を表記しています。

税額の明細

区分	課税標準額	市民税額	県民税額
所得割	千円	円	円
算出所得割計		59,700 円	39,800 円
税額控除 調整控除		3,000 円	2,000 円
税額控除 寄附金税額控除		4,555 円	3,037 円
税額控除		Ⓘ 円	円
		円	円
		円	円
		円	円
所得割額計		52,100 円	34,700 円
均等割額		3,500 円	2,200 円
税額合計（所得割額＋均等割額）		55,600 円	36,900 円

Ⓘ住宅借入金等特別税額控除やふるさと納税などの寄付金税額控除がある場合は、市民税・県民税の税額控除額を表記しています。

年税額	92,500 円
控除不足額※3	円
充当額※4	Ⓙ 円
還付額※5	円
充当後納付額	92,500 円

※3：市民税・県民税の所得割額から控除しきれなかった、配当割額又は株式等譲渡所得割額です。
※4：
※5：

Ⓙ配当割額または株式等譲渡所得割による還付がある方は、後日収納課より通知があります。

3

Ⓚ来年度の市民税・県民税として、本年度の年金に係る年税額を 6 で割った金額が、来年の 4･6･8 月に支払われる年金から差し引かれます。

徴収月	仮特別徴収税額
令和　年4月	Ⓚ 円
令和　年6月	円
令和　年8月	円